

お電話の前に・・・

当事務所では使用する書類の特定は行っておりません。

日本国内で取得できる出生証明相当と婚姻証明相当の書類についてはHP上で詳しくご案内をしております。その中からどの書類を使用するかは書類の提出先と調整を頂きご依頼者さまご自身で特定をして頂く必要があります。

当事務所にお電話でお問い合わせを頂いても、当事務所が個別の案件について使用する書類の特定を行うことはございません。

当事務所ではどのような認証（処理）が必要かの判断は行っておりません。

提出する書類に翻訳が必要か否か、アポステイーユなどの認証が必要か否かなどは提出先の要求によるところとなります。

当事務所はどのような認証（処理）が必要かの判断を行う立場ではありませんし、個別の案件についてどのような認証（処理）が必要かの情報は持っておりません。

どの書類なら受け付けられるか、どのような認証（処理）が必要かは、提出先の要求によります。当事務所ではなく、提出先にご確認ください。

当事務所ではお見積は書面（p d f）でご提示しております。

外国向けの書類認証業務は、書類の種類・通数、認証の種類など対応する業務に大きな幅があります。この為、当事務所では正確を期すためお見積はp d fでご提示しております。

どのような書類にどのような認証（処理）が必要か特定できたら、ホームページ上のお問合せフォームでご連絡をお願いいたします。内容を確認の後に、お見積もりをp d fでご提示させていただきます。

お忙しいなか貴重な通信費をかけお電話を頂いても、ほとんどの場合は上記のご案内をすることになります。ご協力をお願いいたします。